○厚生労働省令第七十九号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第四条の二関係） 劇物 一～十一の八　（略） 十一の九　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)～(25)　（略） (26)　（略）	**別表第一**（第四条の二関係） 劇物 一～十一の八　（略） 十一の九　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)～(25)　（略） (26)　一―（三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ［一・五―a］ピリジン―二―イル）―五―［メチル（プロプ―二―イン―一―イル）アミノ］―一Ｈ―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤
(27)　一―（三―クロロ―二―ピリジル）―四―シアノ―二―メチル―六―（メチルカルバモイル）―三―［五―（トリフルオロメチル）―二Ｈ―一・二・三・四―テトラゾール―二―イル］メチル］―一Ｈ―ピラゾール―五―カルボキサニリド及びこれを含有する製剤	（新設）
(28)　（略）	(27)　二―（四―クロロフエニル）―二―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル）ヘキサンニトリル（別名ミクロブタニル）及びこれを含有する製剤
(29)～(146)　（略）	(28)～(145)　（略）
十二～六十七　（略）	十二～六十七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）及び関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定訪問介護事業者に係る指定の申請等） **第百十四条**　法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　申請者の登記事項証明書又は条例等 五・五の二　（略） 六　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 七～九　（略） （削る） （削る） 十　（略） （削る） 十一　（略）	（指定訪問介護事業者に係る指定の申請等） **第百十四条**　法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 五・五の二　（略） 六　事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 七～九　（略） 十　当該申請に係る事業に係る資産の状況 十一　当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 十二　（略） 十三　役員の氏名、生年月日及び住所 十四　（略）